

[事案 2022-252] 既払込保険料返還請求

・令和5年7月25日 裁定終了

<事案の概要>

住所訂正に応じてもらえなかったため保険料未納となり、契約が失効したこと等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年9月に契約した組立型保険について、保険料未納で令和4年7月に契約が失効した。しかし、自分は保険会社に対して住所訂正を何度か依頼したが応じてもらえず、その結果、振替用紙が払込猶予期間を過ぎて到着したために失効し、また、保険会社は失効についての責任を認めず、失効取消にも応じないため信頼関係が崩れたことから、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 社内調査の結果、当社が申立人からの住所訂正依頼に応じなかったという事実は認められない。
- (2) 申立人から照会を受けた当社職員は、払込猶予期間および当該期間内に保険料の支払いがないと本契約が失効する旨を説明した。
- (3) 当社は、保険料支払のための郵便振替用紙を複数回送付しており、申立人からは、払込猶予期間に郵便振替用紙が届かない等の申出はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、失効時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の不適切な対応は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。